

※既定予算（令和5年度補正予算額（13億円の内数）を活用して迅速に実施

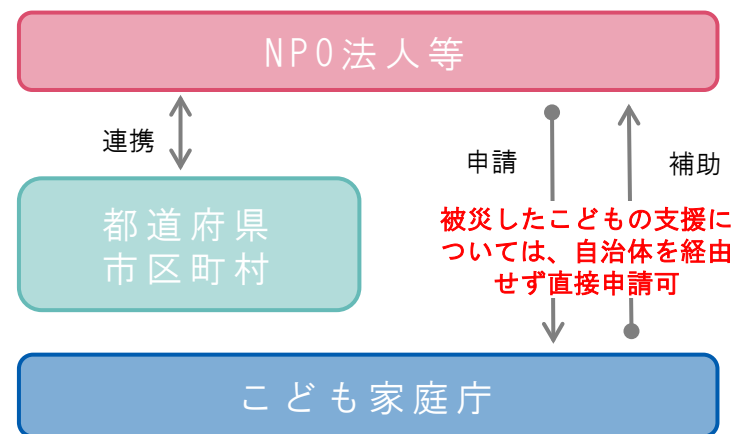
1 施策の概要

こどもの居場所づくり支援体制強化事業（NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援）を活用し、被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置等、こどもの居場所づくりに要する費用の補助を行う。

2 施策のスキーム

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行うこどもの居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業について、被災したこどもの居場所づくりに係る取組を追加募集する。

- 令和6年能登半島地震を踏まえ募集する取組
 - ・被災したこどもの居場所づくり
 - ・被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体のサポート



※ 上記は直接申請の例であり、自治体を経由した申請も可能

3 実施主体等

【実施主体】

都道府県、市区町村、民間団体（※）

（※）災害対応中の市町村の事務負担軽減の観点から、自治体と連携して被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体が、直接国に補助申請できるよう要件緩和を行う（これまでは自治体経由の申請を原則としていた）。

【補助基準額】 1団体当たり 5,000千円（上限）

【負担割合】 国10/10

【募集期間】 令和6年5月1日（水）～ 令和6年6月5日（水）正午

【補助対象期間】 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日



被災地したこどもの居場所づくり支援モデル事業 実施概要

事業名	全国の児童館等から有資格者のボランティアを公募し、	実施結果及び効果（事業実施者の申告）
被災時一時預かり事業	多くの公共施設が使用できない中で、日常に近い場で遊んだり学んだりする場を設けることで、子どもたちの精神の安定を図る。地元体育館を借りて運動の機会の提供、学習スペースの提供、炊き出しで昼食の提供をする。ご両親との悩み相談。母子家庭支援	復興時には、大人はライフラインの復旧などに手が取られるため、こどもの一時預かりは有効で、長く続く復興支援の中では、保護者のレスパイト機能にもなり精神的負担を軽減させた。
ユースのリビング及び能登半島ユースワーク連携会議	中高生（10代）を対象とした学習支援、居場所事業、相談支援を実施。大学生や社会人スタッフを配置する。またユース向けに活動する団体での週1回の定例会議の開催をし、事業の検証と自治体とも実施状況を共有する。	活動している団体同士が連携し情報共有しあえる関係ができていることは有事の際に有効であるし、今後の初動体制の整備に有効なデータ収集ができた。
能登地区のこどもの居場所支援事業	全国の児童館等から有資格の支援ボランティアを公募し、被災地域に人的支援として派遣した。子どもの遊び・生活の支援、話し相手・相談支援を行うとともに、臨時休館となっている児童館、放課後児童クラブの再開にあたり必要となる物品の支援を行った。	専門職の人的支援を募る組織体制があることは今後に生かせるものである。
被災した子ども達のための「IBASHOW（イバショウ）」プロジェクト	子供たちが安全に、また安心して感情や経験を共有できる場を提供するとともに子供たちのポジティブな成長を促進し、心の回復を支援します。子供たちが遊びながらストレスを発散し、様々な体験、企画イベントで子供たちが交流し、新しい友人を作ること孤立感を減らし、心の安定を促進し心の癒しの時間を作ることで、早く日常を取り戻せる環境づくりを考えていく。	避難したこども達が、新たな環境で居場所に集い、新たな仲間をつくることで、孤独感の軽減と、新たな体験を通して、ポジティブな成長を促すことができる効果を得た。
被災した子に対し居場所にて心のケアをする事業	震災後、居場所に顔を出すことが難しくなった子が多く見られる中、家から出てこれなくなった子に少しでも安心感を持ってもらえるように訪問支援をするなど、少しでも一人の時間を減らし、こどもの抱える困難さの背景を聞き取る。	普段の生活でも困難を抱えている家庭において、震災を機に状況がより悪化することが想定される。訪問等によりつながり続ける支援をし支援が切れることがないように体制を整えること求められる。
妊産婦用避難所でのこどもの居場所づくり	妊産婦用の避難所にいる子ども達、親達の交流の為、避難所施設内のスペースを借り上げ、子どもの遊び場を設置、運営する。避難所や避難先で自立生活をはじめた家庭のこども達が集まれる親子交流サロンの開催と相談支援。	被災時の妊産婦に対する居場所の必要性が明らかとなった。有事の際に民間子育て支援団体や助産師会と連携をとることの必要性が分かった。
被災地の障害児支援	被災した障害児童生徒の安全で安心できる居場所を用意する為、全国の障害児支援団体がweb会議で繋がり、被災状況を調査共有し、適切な支援に繋がった。	有事の際に全国の障害者支援団体が連携し、現地調査を重ねたうえで、現状把握を行い、適切な支援に繋げるネットワークができたことは意味がある。
自然災害下の子供若者の居場所づくりにおける関係者連携モデル構築事業	○能登半島での居場所づくり関係者連携会議を企画、運営及び関係者との連絡調整。 ○こどもの居場所マップなど支援情報の更新及び広報。 ○緊急時の教育福祉医療の一体的な対応体制・仕組みの実践研究。	活動に継続性を持たせ、強化するためには、関係者同士がつながることが必要である。実践研究で得た被災時の対応マニュアルとして取り入れるべき内容となった

災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究

【調査研究課題を設定する背景・目的】

令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」において、「災害時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。今後、避難所におけるこどもの遊び場や学習のためのスペースの設置など、まずは災害時におけるこどもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる。」とされており、平時のみならず有事にあってもこどもの居場所づくりが求められる。

本調査研究では、これまでの災害におけるこどもの居場所づくりの事例や関連するデータを収集・集計・分析し、実態把握と今後の方向性を検討することで、災害時におけるこどもの居場所づくりの手引を作成することを目的とする。

【実施主体】

学校法人東洋大学福祉社会開発研究センター

災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究

【調査方法】

1.実態調査事業

(1)当事者調査

- アンケート調査 若者（18-39歳）を対象としたWEB 調査による自記入式アンケート調査法。2000 人の対象者のうち、災害時のこどもの居場所を利用した経験がある人について、居場所の利用経験がないケースを対照群とした比較分析、ならびに災害時にこども自身が困ったことや必要だった支援等に関わる項目を設定する。
- インタビュー調査 災害時にこどもの居場所を利用したことがある16歳以上のこども・若者を対象としたインタビュー調査

(2)支援者（支援団体）調査

災害時にこどもの居場所を提供したことがあるNPO などの市民団体や社会福祉協議会による支援の実態や継続的な運営における課題、行政との連携などに関わる項目を設定したインタビュー調査の実施

2.自治体調査事業 災害時にこどもの居場所が提供された自治体のこども支援担当部課や元職員に対し、NPO などの市民団体との情報共有や支援等の協働の現状についてインタビュー調査を実施